

武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議実施要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、武蔵野市エコプラザ（仮称）検討市民会議（以下「市民会議」という。）の会議の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の公開）

第 2 条 市民会議の会議及びその議事録は、公開とする。ただし、市民会議の決定により、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（傍聴）

第 3 条 傍聴人の定数は原則として 20 人とする。

2 市民会議の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市民会議が、職務執行上支障があると認める者

5 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。

(2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

6 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市民会議の許可を得た者は、この限りでない。

7 傍聴人は、市民会議の会議を非公開とする市民会議の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

8 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

9 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、市民会議の委員長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の記録)

第4条 事務局は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 会議の議事録には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

3 議事録は、市ホームページにて公開するものとする。

付 則

この要領は、平成29年2月 日から施行する。